

国海査第 242 号の 2
令和 7 年 10 月 3 日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局検査測度課長
(公 印 省 略)

気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書
に関する省令の一部を改正する省令の公布について (通知)

標記省令が令和 7 年 9 月 30 日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
共有船舶建造支援部

部長

井上 清登

一般財団法人 日本海事協会

会長

菅 勇人

一般社団法人 日本船主協会

理事長

篠原 康弘

一般社団法人 日本造船工業会

専務理事

斎藤 英明

一般社団法人 日本中小型造船工業会

専務理事

岩本 泉

日本小型船舶検査機構

理事長

高野 裕文

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事

濱田 哲

日本内航海運組合総連合会

理事長

河村 俊信

一般社団法人 日本船用機関整備協会

専務理事

田中 独歩

一般社団法人 日本船用工業会

専務理事

矢頭 康彦

一般社団法人 大日本水産会

専務理事

高瀬 美和子

一般社団法人 日本外航客船協会

常務理事

伊藤 正幸

一般社団法人 日本旅客船協会

会長

加藤 琢二

一般社団法人 日本長距離フェリー協会

常務理事

畠山 博文

一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会

事務局長

田北 順二

一般社団法人 日本船舶電装協会

専務理事

渡田 滋彦

一般財団法人 日本舶用品検定協会

常務理事

小濱 照彦

全日本海員組合

組合長

松浦 満晴

一般社団法人 日本海事代理士会

会長

松井 直也

一般財団法人 日本船舶技術研究協会

専務理事

加藤 光一

一般社団法人 日本作業船協会

会長

千葉 光太郎

公益社団法人 日本海難防止協会

会長

池田 潤一郎

一般社団法人 海洋水産システム協会

会長

平石 一夫

一般社団法人 日本港湾タグ事業協会

会長

阿部 昭一

Lloyd's Register Group Limited

船級日本地域代
表者

濱中 誠司

DNV AS

Country
Manager, Japan
Area Operation
Manager, Japan

Stian Erik Sollied

American Bureau of Shipping

船級部門長
課長

増永 幸大郎

ビューローベリタスジャパン株式会社

杉原 義之

海上保安庁装備技術部船舶課

高橋 治

○国土交通省令第百号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第四十三条の五並びに船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

国土交通大臣 中野 洋昌

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（発表業務の許可の申請） 第四十七条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二（略） 三 電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、同法第十四条の二に規定する免許記録の写し又は同条の書面 四（略） 3（略）	（発表業務の許可の申請） 第四十七条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二（略） 三 電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、その免許状の写し 四（略） 3（略）

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第二条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交付申請） 第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。 一・二（略） 三 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第十四条の二に規定する免許記録の写し若しくは同条の書面又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船舶安全証書、原子力旅客船舶安全証書、貨物船舶安全無線証書、貨物船舶安全証書又は高速船舶航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）	（交付申請） 第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。 一・二（略） 三 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船舶安全証書、原子力旅客船舶安全証書、貨物船舶安全無線証書、貨物船舶安全証書又は高速船舶安全証書及び高速船舶航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）

附則

- （施行期日）
- この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。
 - （経過措置）
この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第四十七条第二項第三号の規定により提出されている免許状の写しは、第一条の規定による改正後の気象業務法施行規則第四十七条第二項第三号の規定により提出された書面とみなす。
 - この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第三条第三号の規定により提出された書面とみなす。
- よる改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第三条第三号の規定により提出された書面とみなす。

○国土交通省令第百号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四十三条の五並びに船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(発表業務の許可の申請) 第四十七条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二 (略) 三 電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、同法第十四条の二に規定する免許記録の写し又は同条の書面 四 (略) 3 (略)
改正前	(発表業務の許可の申請) 第四十七条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二 (略) 三 電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、その免許状の写し 四 (略) 3 (略)

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第二条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(交付申請) 第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の二に規定する免許記録の写し若しくは同条の書面又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書又は高速船安全証書及び高速船航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）
改正前	(交付申請) 第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書又は高速船安全証書及び高速船航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第四十七条第二項第三号の規定により提出されている免許状の写しは、第一条の規定による改正後の気象業務法施行規則第四十七条第二項第三号の規定により提出された書面とみなす。
- 3 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第三条第三号の規定により提出されている免許状の写しは、第二条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第三条第三号の規定により提出された書面とみなす。